

# 日常生活の改善

## 9 補装具の給付

☞ 障害がい者(児)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために各種補装具の給付と修理を行います(車椅子、補聴器、義手、義足など)。あらかじめ担当にご相談ください。

※所得制限あり。また、原則1割の利用者負担あり(世帯全員が住民税非課税の方には利用者負担分を市が40000円を上限として補助)。

## 10 日常生活用具の給付

☞ 身体障害者手帳・療育手帳を所持している在宅の障がい者(児)の方の日常生活を容易にするために、日常生活用具(聴覚障がい者用屋内信号装置・特殊寝台・居宅生活動作補助用具など)の給付または貸与を行います。あらかじめ担当にご相談ください。

※所得制限あり。市が定める額の1割の利用者負担あり(世帯全員が住民税非課税の方には利用者負担分を市が40000円を上限として補助)。

## 11 重度身体障がい者居宅改善整備費補助

☞ 下肢または体幹の障がいの程度が1級、2級の方  
☞ 重度身体障がい者の方が生活しやすいように家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助。工事をする前に申請が必要です。事前にご相談ください。  
※所得制限あり。

## 行動範囲の拡大

### 12 移動支援

☞ 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、精神障がいのある方などが円滑に外出できるように、移動の支援を行います。ただし、通勤、通学、営業活動や社会通念上適当でない外出には利用できません。また、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りです。

### 13 コミュニケーション支援(手話通訳者・要約筆記者の派遣)

☞ 聴覚障がいのある方が、通院や公的機関への届出等のために、手話通訳・要約筆記者を必要とする場合に手話通訳者または要約筆記者を派遣します。※利用料は無料。

### 14 福祉タクシー利用料金の補助

☞ 外出が困難な障がい者の方で身体障害者手帳1級、3級、療育手帳A、A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方。  
☞ 県内のタクシー(注1)に乗車した場合、おむね基本料金額を補助します(年間18枚。ただし、平成21年5月以降に手帳が交付された方は交付月により、交付枚数が異なります)。  
(注1)埼玉県タクシー協会・埼玉県個人タクシー協同組合に加盟している事業者等。

### 15 自動車燃料費の補助

☞ 身体障害者手帳1級、3級、療育手帳A、A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方。車を運転する方。

※手話通訳者または要約筆記者の派遣は、原則として県内に限ります。また、営利を目的としている場合、政治団体や宗教団体が行う活動には利用できません。  
☞ 埼玉県聴覚障害者情報センター(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内 ☎048・814・3353 FAX048・814・3354)  
受付日：毎週火から日曜日まで午前9時～正午、午後1時～7時(土・日曜日は午後5時まで)

### 16 有料道路の割引

☞ すべての身体障がい者が自ら運転する場合と第1種の身体障がい者(A・Aの知的障がい者(児)を乗せて、介護者が運転する場合)自動車は原則として、障がい者本人または親族等が所有するものに限り、障がい者1人につき1台です。

☞ 料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳に押されているスタンプを提示すると5割の割引が受けられます。

### 17 自動車運転免許取得費用の補助

☞ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、普通自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費の一部を補助します。事前に申請が必要です(公安委員会により運転できる自動車の種類を限定されたり条件を付されている方は、運転免許試験場にて運転適性相談票を作成してご持参ください)。

※所得制限あり。

### 18 自動車改造費用の補助

☞ 上肢・下肢・体幹の障がい程度が1～3級で身体障害者手帳の交付を受けている方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方。※所得制限あり。

☞ 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改善するための費用の一部を補助します。改造する前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。

## その他の日常生活支援

※19～22は各施設へお問い合わせください。

### 19 身体障害者センターやすらぎ

☞ 在宅の身体障がい者の方やボランティア活動を行う方たちが集う交流の場として利用できます。

☞ 八潮市社会福祉協議会 ☎995・3636 (身体障害者福祉センター) ☎997・8544、☎997・8553

### 20 知的障害者生活サポートセンター

☞ 在宅の知的障がい者(児)の方や介護者の日常生活の支援、相談を行っています。また、一時的な介護を行う団体・グループが利用できます。

☞ 知的障害者生活サポートセンター(八潮市鶴ヶ曾根1686-2 ☎998・3722)

### 21 精神障害者地域活動支援センターあけぼの

☞ 精神に障がいのある方が地域で生活する上で生じるさまざまな問題について、ともに考え、必要な援助を行います。

☞ 精神障害者地域活動支援センターあけぼの(八潮市鶴ヶ曾根1130 ☎998・0852)

### 23 福祉作業所

☞ 市内在住の15歳以上の心身に障がいのある方で、自宅から通所ができ、作業および集団生活が可能と思われる方

☞ 在宅の心身障がい者の方に作業を通じて自立への援助を図り、社会参加への自信を深めていくことを目的としています。市内には、「やまびこ福祉作業所」「わかさ福祉作業所」「虹の家」があります。

### 24 障がい児(者)生活サポート事業

☞ 市内に登録した団体が、在宅の障がい児(者)または家族の必要に応じて身近な場所ですべての送迎(自宅等と預かり場所の一定区間の送迎サービス)を行います。

年間150時間以内(年度途中の登録は月数×12.5時間)の利用ができ、利用料は1時間当たり700円です(18歳未満の場合は保護者の前年所得に応じた負担額)。

現在、次の2団体が登録しています。  
八潮市手をつなぐ親の会：一時預かり・送迎ともにステップ(草加市内)：一時預かり  
※利用者登録は、障がい福祉課で受け付けています。

